

○神奈川県警察技能指導官等に関する要綱の制定について

(平成 29 年 3 月 22 日例規第 17 号／神教発第 169 号)

この度、別添のとおり神奈川県警察技能指導官等に関する要綱を制定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

おって、神奈川県警察指定特別技能指導官等の指定及び活用に関する要綱の制定について（平成 6 年 4 月 14 日 例規第 29 号、神教発第 355 号、神務発第 539 号）は、廃止する。

別添

神奈川県警察技能指導官等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、実務経験が豊富な警察職員の卓越した技能及び知識を活用し、他の警察職員の職務執行の能力向上に資するため、技能指導官及びプロフェッショナルリーダーの運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察職員 神奈川県警察に勤務する警察官、事務職員及び技術職員並びに再任用職員及び非常勤職員をいう。
- (2) 技能指導官 第 6 条の規定により指定を受けた、第 4 条第 1 項の要件を満たす警察職員をいう。
- (3) プロフェッショナルリーダー 第 6 条の規定により指定を受けた、第 4 条第 2 項の要件を満たす警察職員をいう。
- (4) 専門的技能等 警察職員の警察実務に関する卓越した専門的な技能及び知識であって、専門的技能等の技能種別（別表）に定める種別のほか、本部長が必要と認めるものをいう。

(職務)

第 3 条 技能指導官及びプロフェッショナルリーダー（以下「技能指導官等」という。）は、警察職員に対し、次に掲げる方法により専門的技能等に関する指導及び教養を行うものとする。

- (1) 初任科、任用科及び専科等各課程における教養
- (2) 所属職員を招集して行う教養、研修及び講習等の場における教養
- (3) 専門的技能等に係る職務を遂行しながら行う指導及び教養
- (4) 前各号に掲げるもののほか、専門的技能等の技能種別その他の事情に応じ適当と認められる方法による指導及び教養

(要件)

第 4 条 技能指導官は、原則として次の各号に掲げる要件を満たす警察職員とする。

- (1) 年齢が 45 歳以上であり、専門的技能等に係る実務経験が通算して 15 年以上であること。

(2) プロフェッショナルリーダーであり、他の警察職員の模範となると認められること。

2 プロフェッショナルリーダーは、原則として次の各号に掲げる要件を満たす警察職員とする。

(1) 年齢が40歳以上であり、専門的技能等に係る実務経験が通算して10年以上であること。

(2) 警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員であること。

(3) 専門的技能等を有し、人格・識見等に優れ、指導力を有すること。

(推薦)

第5条 専門的技能等に係る業務を主管する所属の長（以下「主管所属長」という。）は、前条に規定する要件を満たし、かつ、技能指導官等として適任と認められる者（以下「被推薦者」という。）を技能指導官等推薦書（第1号様式）により、警察本部長（以下「本部長」という。）（警務部教養課長（以下「教養課長」という。）経由）に推薦するものとする。

2 主管所属長は、前項による推薦を行う場合において、事前に教養課長と協議の上、部の部内課長会議に諮る等被推薦者が技能指導官等として適任であることの審査を経るものとする。

(指定)

第6条 本部長は、前条による推薦を受けた被推薦者が技能指導官等として適任と認めるときは、指定書（第2号様式）を交付し、技能指導官等に指定するものとする。

(名簿の作成)

第7条 教養課長は、本部長が技能指導官等を指定したときは、技能指導官等名簿（第3号様式）を作成し、各所属長に通知するとともに、その周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

2 教養課長は、技能指導官等名簿に記載されている技能指導官等に変更が生じた場合は、その都度、各所属長に通知するものとする。

(指定の解除)

第8条 主管所属長は、技能指導官等が病気その他の理由により技能指導官等としての職務を遂行できないと認めた場合は、技能指導官等指定解除申請書（第4号様式）により、本部長（教養課長経由）に指定の解除を申請するものとする。

2 技能指導官等の所属が専門的技能等に係る業務を主管する所属と異なる場合は、当該技能指導官等の所属する所属長が前項に定める技能指導官等としての職務を遂行できない旨を主管所属長に連絡するものとする。

3 本部長は、第1項の規定による申請があった者について、指定を解除することが適当と認めるときは、技能指導官等の指定を解除するものとする。

4 教養課長は、本部長が技能指導官等の指定を解除したときは、技能指導官等名簿から削除するものとする。

(運用上の留意事項)

第9条 技能指導官等の運用に当たっては、主管所属長、教養課長及び専門的技能等の業務を主管する部の庶務担当課長が連携を図り、効果的な運用に努めるものとする。

2 教養課長は、技能指導官等の運用状況を把握し、必要な指導及び調整を行うものとする。

3 所属長は、技能指導官等を積極的に活用した教養に努めるものとする。

(派遣要請)

第10条 所属長は、技能指導官等による指導及び教養が必要と認めるときは、主管所属長と協議の上、技能指導官等派遣依頼書（第5号様式）により、技能指導官等の所属する所属長に派遣を要請するものとする。

(報告)

第11条 主管所属長は、当該技能指導官等の運用状況について検証し、四半期ごとにとりまとめ、技能指導官等活動結果報告書（第6号様式）により、各四半期の終了月の翌月10日までに警務部長（教養課長経由）に報告するものとする。

(処遇)

第12条 主管所属長は、技能指導官等が専門的技能等に関する指導及び教養に積極的に取り組めるよう、その処遇に十分配慮しなければならない。

(庶務)

第13条 技能指導官等に関する庶務は、警務部教養課において処理する。

## 附 則

別表(第2条関係)

専門的技能等の技能種別

部門別	技能種別
総・警務部門	留置管理業務
生活安全部門	風俗関係事犯の取締り 少年関係事犯の取締り及び補導 生活経済事犯の取締り サイバー関係事犯の取締り
地域部門	職務質問 山岳遭難救助等 通信指令
刑事部門	強行犯捜査 特殊犯捜査 知能犯捜査 窃盗犯捜査 暴力団対策 薬物・銃器関係事犯捜査 国際犯罪捜査 鑑識
交通部門	交通事故事件等捜査 交通規制・管制
警備部門	警備情報の収集・分析 警備事件捜査 警衛・警護 警備実施 機能別部隊活動（レスキュー、レンジャー、水難救助等）

様式（省略）